

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

確認書(または申請書)の審査が完了した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

大東市から 確認書を送付します

※一部申請が必要な場合があります
令和4年9月30日時点で大東市に住民登録のある皆様へ確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年11月21日（月）
～令和5年1月31日（火）

申請時点で大東市に住民登録のある方
申請書は、大東市HP、市役所等で
配布しています。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、大東市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、大東市に返信してください。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯員の全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世帯ではないこと

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに大東市価格高騰緊急支援給付金事務局に郵送でご提出してください。

【早見表】

家族構成例	非課税相当収入限度額（給与収入の場合）	非課税相当所得限度額
単身 又は 扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円	206.0万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（12/29~1/3を除く）

大東市価格高騰緊急支援給付金コールセンター
（大東市立市民会館 3階304会議室）

072-875-0480

受付時間 9:00~17:30まで（平日のみ）